

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十六号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部知事公室の部広報広聴課の項中「放送制作係」を「デジタル広報制作係」に改め、同表総務部の部行政・人材マネジメント課の項中「働き方・業務改革推進係 共通基盤運用係 人材マネジメント係」を「働き方改革推進・人材確保係 業務改革推進・組織係」に改め、同部デジタル戦略課の項中「デジタル戦略係 ネットワーク係」を「情報連携基盤推進係 プロジェクト推進係」に改め、同表文化・教育・くらし創造部の部文化振興課の項中「大芸祭・障芸祭推進係」を「みんな芸祭推進係」に改め、同部文化財保存事務所の項中「唐招提寺出張所」を「興福寺出張所」に改め、同部スポーツ振興課の項中「国際スポーツ交流係 地域スポーツ推進係」を「スポーツ人材育成係 にぎわいスポーツ推進係」に改め、同表文化・教育・くらし創造部こども・女性局の部奈良っ子はぐくみ課の項中「奈良っ子はぐくみ係」を「奈良っ子はぐくみ係 保育係」に改め、同表福祉医療部の部障害福祉課の項中「社会参加促進係 障害理解促進係」を「社会参加・障害理解促進係」に改め、同表福祉医療部医療政策局の部薬務課の項中「薬事・献血係」を「薬事係」に、「薬物監視係」を「献血・薬物監視係」に改め、同表水循環・森林・景観環境部の部森林資源生産課の項中「安定供給推進係 担い手育成係」を「安定供給推進係」に改め、同表産業・観光・雇用振興部の部産業政策課の項中「産業政策推進係 新産業創出係」を「産業政策・新産業創出係」に改め、同表食と農の振興部の部畜産課の項中「総務・食肉公社係 防疫衛生・耕畜連携係 畜産振興係」を「総務・施設整備係 防疫衛生・畜産振興係」に改め、同表県土マネジメント部の部大規模広域防災拠点整備課の項中「用地係」を「用地第一係 用地第二係」に改め、同表県土マネジメント部地域デザイン推進局の部まちづくり連携推進課の項中「市街地整備推進係」を「市街地整備推進係 大和平野中央プロジェクト用地係」に改める。

第五条の表管財課の項の次に次のように加える。

デジタル戦略課	デジタル管理室	共通基盤運用係 ネットワーク係
---------	---------	-----------------

第五条の表企画管理室（文化・教育・くらし創造部に限る。）の項中「なら歴史芸術文化村整備推進室」を「大和平野中央構想推進室」に、「歴史文化係 芸術文化係 施設運営係」を「構想推進係」に改め、同表観光プロモーション課の項中「ガストロノミー・ツーリズム世界フォーラム誘致係」を「ガストロノミー・ツーリズム世界フォーラム推進係」に改め、同表公園緑地課の項中「奈良公園整備係 奈良公園バスターミナル運営係」を「奈良公園整備第一係 奈良公園整備第二係」に、「奈良公園管理係」を「奈良公園管理・バスターミナル運営係」に改める。

第六条総務部の部行政・人材マネジメント課の項第九号及び第十号を削り、同部税務課の項第六号中「地方法人特別税、特別法人事業税」を「特別法人事業税」に改め、同部デジタル戦略課の項第四号を次のように改める。

四 情報システム最適化推進に関すること。

第六条総務部の部デジタル戦略課の項の次に次のように加える。

デジタル戦略課 デジタル管理室

一 電子計算機による情報管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二 ネットワークに関すること。

第六条文化・教育・くらし創造部の部企画管理室なら歴史芸術文化村整備推進室の項を次のように改める。

企画管理室 大和平野中央構想推進室

大和平野中央部の新たなまちづくりに係る構想の総合企画及び調整に関すること。

第六条文化・教育・くらし創造部の部文化振興課の項第三号中「大芸術祭及び奈良県障害者芸術祭」を「みんなでたのしむ大芸術祭」に改め、同部スポーツ振興課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 スポーツ人材の育成に関すること。

第六条産業・観光・雇用振興部の部産業政策課の項第五号を削り、同部産業振興総合センターの項に次の一号を加える。

七 公益財団法人奈良県地域産業振興センターに関すること。

第六条食と農の振興部の部豊かな食と農の振興課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号の前に次の一号を加える。

五 食品ロス削減の推進に関すること。

第六条県土マネジメント部の部まちづくりプロジェクト推進課の項中「八条大安寺周辺地区（ＡＩタウン構想）」を「八条・大安寺周辺地区」に改め、同部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室の項第八号中「駐車場」を「駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の施行」に改め、同部地域デザイン推進局県有施設営繕課営繕プロジェクト推進室の項第三号を削る。

別表第一なら歴史芸術文化村の項を削り、同表奈良県文化会館から奈良県立美術館までの項中

	奈良県立美術館
	奈良市登大路町
一 美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。	
二 美術に関する展覧会、研究会、講演会等を開催すること。	
三 美術に関する調査研究を行い、及び資料を刊行すること。	
四 その他美術館の設置目的を達成するために必要なこと。	

を

奈良県立 美術館	奈良県立 奈良市登 大路町 美術館		
なら歴史 芸術文化 村	天理市杣 之内町		
		一 美術品及び美術に 関する資料を収集し、 保管し、及び展示す ること。 二 美術に関する展覧 会、研究会、講演会 等を開催すること。 三 美術に関する調査 研究を行い、及び資 料を刊行すること。 四 その他美術館の設 置目的を達成するた めに必要なこと。	一 なら歴史芸術文化 村の管理運営に関す ること。 二 文化芸術に関する 対話、交流及び体験 を通じた知的好奇心 の喚起及び豊かな人 間性のはぐくみに関 すること（他課の所 掌に属するものを除 く。）。

に改め、同表奈良県

中央こども家庭相談センターから奈良県立精華学院までの項中「奈良市、大和郡山市」を「大和郡山市」に、「から第五号」を「の事務については奈良市を除く県の全域、第四号から第六号」に、「県の」を「県の」に、

- 「
- 三 児童及び女性の一時保護を行うこと。
 - 四 女性の自立支援に関すること。
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの業務に関すること。
- 」

を

- 「
- 三 児童の一時保護を行うこと。
 - 四 女性の一時保護を行うこと。
 - 五 女性の自立支援に関すること。
 - 六 配偶者暴力相談支援センターの業務に関すること。
- 」

に、「龍城市」

を「葛城市」に改め、同表奈良県障害者総合支援センターから奈良県聴覚障害者支援センターまでの項中「第六条の二の二第五項」を「第六条の二の二第六項」に、「第六条の二の二第六項」を「第六条の二の二第七項」に、「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に、「児童発達支援を行うとともに」を「児童発達支援、同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行うとともに」に、

- 「
- 五 障害者等のリハビリテーションに関し、調査研究するとともに、
- 」

- 「
- 五 重症心身障害児、重症心身障害者、高次脳機能障害を有する者、発達障害児、発達障害者及びこれらの者の家族等並びにこれらの者を支援する関係機関（以下「重症心身障害児等」という。）に対し、専門的な相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うとともに、重症心身障害児等の支
- 」

講習会、研修会等を開催すること。
六 その他障害者総合支援センターの設置目的を達成するために必要な事業

を

援に関し、関係機関との連絡及び調整を行うこと。
六 障害者等に包括的かつ継続的な支援を行う者（以下「伴走型支援者」という。）の育成及び資質の向上を図るための研修を行うとともに、伴走型支援者相互間及び伴走型支援者と関係機関との間の連絡及び調整を行うこと。
七 その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

に改める。

別表第二なら歴史芸術文化村の項を削り、同表奈良県立美術館の項の次に次のように加える。

村 芸術文化 なら歴史	総務運営 課 事業推進 課	総務運営課 一 なら歴史芸術文化村における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 二 なら歴史芸術文化村施設の維持、管理及び運営に関すること。 三 その他事業推進課の主管に属しないこと。 事業推進課 歴史文化資源の継承及び活用並びに	
-------------------	------------------------	--	--

	芸術文化活動の振興に係る事業に関する こと。

別表第二奈良県立万葉文化館の項課の名称の欄中「総務課」を「総務・広報課」に、「企画普及課」を「企画・研究課」に改め、同項所掌事務の欄総務課の款中「総務課」を「総務・広報課」に改め、同款第三号中「企画普及課」を「企画・研究課」に改め、同号を同款第四号とし、同款第二号の次に次の一号を加える。

三 万葉文化館事業の広報に関すること。

別表第二奈良県立万葉文化館の項所掌事務の欄企画普及課の款中「企画普及課」を「企画・研究課」に改め、同表奈良県立図書情報館の項の次に次のように加える。

奈良県立 野外活動 センター	総務・活動 支援課	総務・活動支援課 一 センターにおける人事、予算、 決算その他庶務に関すること。 二 センターの維持及び管理に関する こと。 三 センター事業の企画、運営及び 推進に関すること。 四 森林環境教育に関すること。 五 青少年指導者の研修に関するこ と。 六 センターの使用承認及び使用調 整に関すること。	
----------------------	--------------	--	--

別表第二奈良県中央こども家庭相談センターの項の次に次のように加える。

		こども相談課 一 所内における人事、予算その他 庶務に関すること。 二 児童についての医学的、心理学	
--	--	---	--

奈良県高 田こども 家庭相談 センター	こども相 談課 こども支 援課	的及び精神衛生上の判定に関する こと。 三 その他こども支援課の主管に属 しないこと。 こども支援課 一 児童についての相談に関するこ と。 二 児童虐待についての相談に関す ること。 三 児童及びその家庭についての調 査並びに教育学的及び社会学的な 診断に関すること。 四 児童及びその保護者についての 指導に関すること。 五 児童虐待を受けた児童の保護及 び支援並びに保護者に対する指導 に関すること。 六 児童の施設入所に関すること。 七 女性についての相談等に関する こと。	
------------------------------	--------------------------	---	--

別表第二奈良県郡山保健所から奈良県吉野保健所までの項所掌事務の欄衛生課の款
の次に次のように加える。

食品衛生課

- 一 食品衛生に関すること。
- 二 食品の相談に関すること。

生活衛生課

- 一 生活衛生に関すること。
- 二 ねずみ、昆虫等の駆除に関すること。

- 三 上水道の衛生管理に関すること。
- 四 獣疫衛生に関すること。
- 五 薬事、毒物及び劇物の監視に関すること。

別表第二奈良県北部農業振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項所掌事務の欄森林共生推進課の款第一号を次のように改める。

- 一 森林環境管理に関すること。

別表第二奈良県北部農業振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項所掌事務の欄森林共生推進課の款中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同欄森林共生推進第一課の款第一号中「第九号」を「第八号」に改め、同欄森林整備課の款中「第十号から第十二号」を「第九号から第十一号」に改め、同欄森林整備課の款中「第十号から第十二号」を「第九号から第十一号」に改め、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中

務 條 奈

所	良県五	課	計画調整	課	庶務工事
土木事	用地・管				
理課					

を

務所	奈良県五	課	計画調整	課	庶務工事
條土木事	用地・管				
	理課				
	工務第一				

に改め、同項所掌事務の欄庶務

工務第一課	工務第二課
-------	-------

工務第二課	幹線建設課
-------	-------

工事課の款中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、同欄用地・管理課の款を次のように改める。

用地・管理課

次の各号に掲げるとおりとする。ただし、幹線建設課に係るものを除く。

一 道路、河川その他土木に関する工事に必要な土地の取得及び地上物件の移転に関すること。

二 不動産の登記に関すること。

三 道路、河川、砂防指定地等の管理等に関すること。

四 道路、河川等の交換及び用途廃止に関すること。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項所掌事務の欄用地課の款に次のただし書を加える。

ただし、幹線建設課に係るものを除く。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項所掌事務の欄工務課の款ただし書中「計画調整課」の下に「及び幹線建設課」を加え、同欄工務第一課（奈良土木事務所に限る。）の款第一号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同款第三号を削り、同款第四号中「中町ランプ及び」を削り、同号を同款第三号とし、同欄工務第二課（奈良土木事務所に限る。）の款第一号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同欄幹線建設課の款中「の整備」を「に係る工務課の第一号から第七号まで及び第十二号」に改める。

（職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第二条 職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「道路政策官」の下に「、防災政策官」を加える。

第四条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「奈良県

立美術館及び」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 奈良県立美術館 事務職員である副館長

第七条第二項中「道路政策官」の下に「、防災政策官」を加える。

別表第一なら歴史芸術文化村の項を削り、同表美術館の項の次に次のように加える。

——なら歴史芸術文化村 —— 村長 副村長 課長

別表第一野外活動センターの項中「次長」を「課長」に改め、同表高田こども家庭相談センターの項中「次長」の下に「、課長」を加える。

(奈良県標準的な職を定める規則の一部改正)

第三条 奈良県標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第一号中「、なら歴史芸術文化村の村長」を削り、「美術館の館長」の下に「、なら歴史芸術文化村の村長」を加え、同欄第二号中「、なら歴史芸術文化村の副村長」を削り、「美術館の副館長」の下に「、なら歴史芸術文化村の副村長」を加え、「の副館長、図書情報館」を「及び図書情報館」に、「野外活動センターの所長及び次長」を「野外活動センターの所長」に改め、「中央こども家庭相談センター」の下に「及び高田こども家庭相談センター」を加え、「家庭相談センターの所長」を削り、同欄第三号中「及びなら歴史芸術文化村」を削り、「美術館」の下に「、なら歴史芸術文化村」を加え、「及び図書情報館」を「、図書情報館及び野外活動センター」に改め、「中央こども家庭相談センター」の下に「及び高田こども家庭相談センター」を加え、「高田こども家庭相談センター及び」を削り、同表六の項第一欄中「藤の木学園に勤務する保育士及び児童指導員並びに精華学院に勤務する児童自立支援専門員及び児童生活支援員」を「中央こども家庭相談センター保護課、精華学院又は藤の木学園に勤務し、社会福祉に関する専門的知識及び技術をもって、自己の判断に基づき、独立して、入所者の指導、保育等の業務に直接従事する職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の上欄に掲げる機関の課長に補せられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる機関の課長に補せられたものとする。

奈良県立万葉文化館総務課	奈良県立万葉文化館総務・広報課
奈良県立万葉文化館企画普及課	奈良県立万葉文化館企画・研究課

（なら歴史芸術文化村指定管理者選定審査会規則及びなら歴史芸術文化村コミッション規則の一部改正）

3 次に掲げる規則の規定中「文化・教育・くらし創造部企画管理室なら歴史芸術文化村整備推進室」を「文化・教育・くらし創造部文化振興課」に改める。

一 なら歴史芸術文化村指定管理者選定審査会規則（平成三十一年三月奈良県規則第六十七号）第八条

二 なら歴史芸術文化村コミッション規則（令和二年三月奈良県規則第七十五号）第七条

（なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会規則の一部改正）

4 なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会規則（令和三年三月奈良県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「文化・教育・くらし創造部企画管理室なら歴史芸術文化村整備推進室」を「なら歴史芸術文化村」に改める。

（奈良県研究開発支援補助金選定審査会規則の一部改正）

5 奈良県研究開発支援補助金選定審査会規則（令和二年三月奈良県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「産業・観光・雇用振興部産業政策課」を「産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」に改める。